

軽井沢町の 自然保護対策要綱等改正 について

軽井沢町

基本事項

◆改正（見直し）の対象

1. 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例

特定の事業を行う際に、あらかじめ町に対し、その事業について手続を行うことを定めた条例

（例：開発行為や住宅以外のものを建築する行為、飲食物を提供する行為、木竹の伐採 など）

2. 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例施行規則

「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」にぶら下がるもので、手続の手法などについて、更に詳細に規定したもの

3. 軽井沢町の自然保護対策要綱

町の自然保護対策に関する基準を定めたもの

（例：建ぺい率、容積率、一区画の面積、工事自粛期間など）

4. 軽井沢町の自然保護対策要綱取扱要領

「軽井沢町の自然保護対策要綱」にぶら下がるもので、自然保護対策に関する基準について、更に詳細に規定したもの

5. 軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱

良き風俗を守り育て、清らかな環境の保健休養地を確保するために、町長、住民等の責務や深夜営業の禁止などについて定めたもの

◆自然環境系の例規等体系イメージ

【軽井沢町民憲章】

- 世界に誇る清らかな環境と風俗を守りつづけましょう
- すべての来訪者に心あたたく接しましょう
- かおり高い伝統と文化を育てあげましょう
- 緑ゆたかな高原の自然を愛しまりましょう
- 明るい家庭と伸びゆく町を築きあげましょう

軽井沢国際親善文化観光都市建設法

軽井沢町まちづくり基本条例

軽井沢町の善良なる
風俗維持に関する条例

軽井沢町の自然保護のための
土地利用行為の手續等に関する
条例

軽井沢町の自然保護のための
土地利用行為の手續等に関する
条例施行規則

軽井沢町の自然保護対策要綱

軽井沢町の自然保護対策要綱取扱要領

軽井沢町の善良なる風俗
を維持するための要綱

◆改正（見直し）の理由

昭和47年に制定した軽井沢町の**自然保護対策要綱**は、現在においても軽井沢の**環境保全**の**根底**を成すものである。

しかし、**時代の変化**とともに自然保護対策要綱の内容が**実情にそぐわ**なくなっている部分があり、また、その**実効性**についても**疑問符**がつけられている。

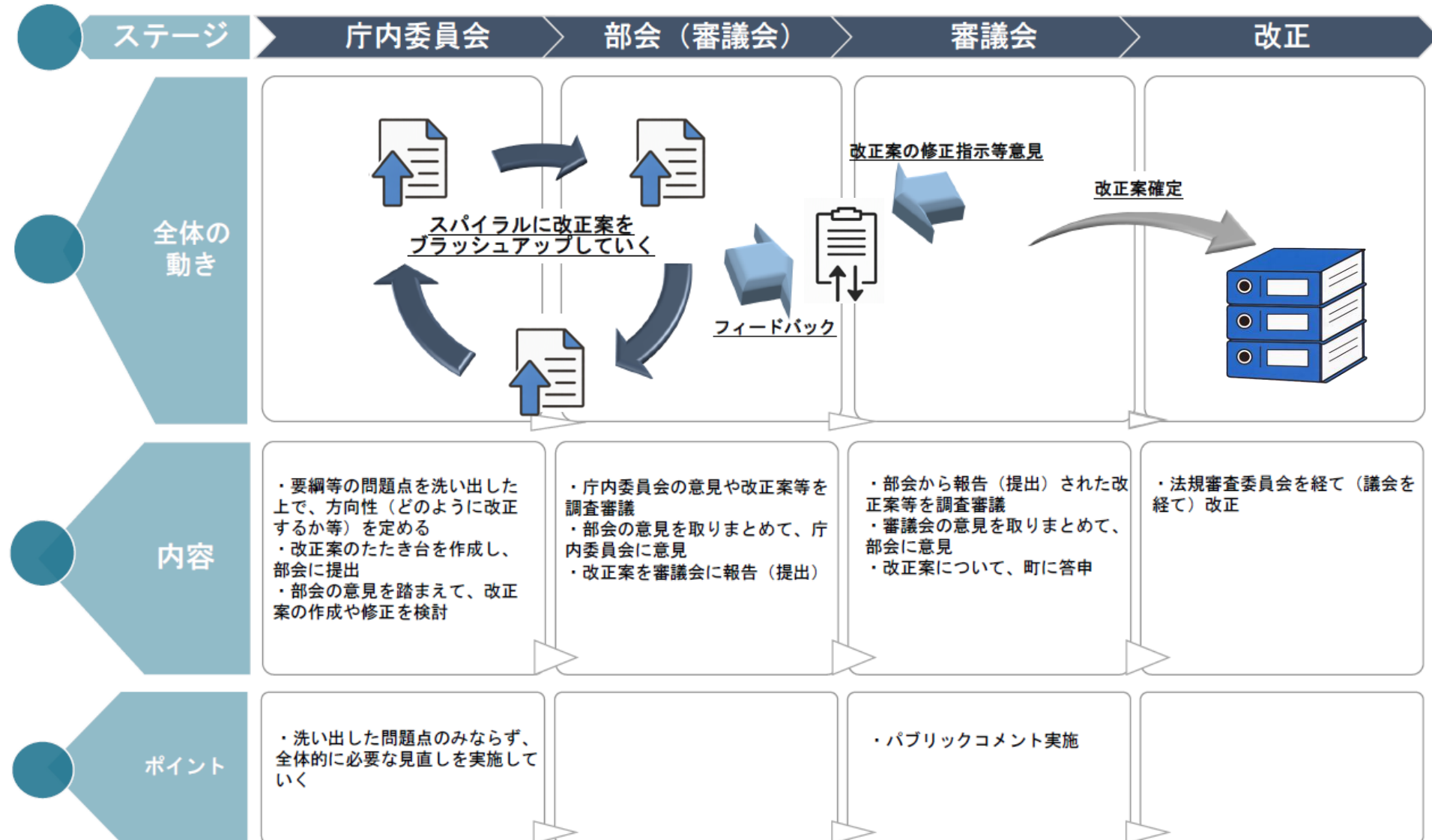


住民とともに**つくりあげ**、**住民と一体**となって守っていけるような、時代の変化にも対応した**自然保護対策要綱**に！



自然保護対策要綱の改正（見直し）に**合わせて**、**自然環境に関連する規程**（軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例など）についても**改正（見直し）を行う**。

◆今後の進め方

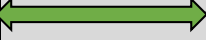


◆改正（見直し）の基本方針（以下「基本方針」という。）



- 第1 軽井沢町環境基本計画に基づき、軽井沢の特徴である、豊かな緑に包まれた自然環境を維持していくために、より厳しい基準を設けることについても積極的に検討する（軽井沢町環境基本計画p30・p40）
- 第2 自然の保護及び保全を前提としたうえで、地域経済の発展にも留意する
- ➡自然の保護及び保全が、ひいては観光産業を中心とした地域経済の発展につながるという考えのもと、「自然の保護及び保全」と「地域経済の発展」を両立させる
- 第3 時代の変化等を踏まえつつ、実情を十分に配慮・考慮した又は実情に適した基準とする
- 第4 近年の社会的変化に対応する基準についても積極的に定める

◆改正（見直し）スケジュール

区分	年度 項目	令和 6 年度 (2024年度)				令和 7 年度 (2025年度)			
フェーズ 1	審議会・部会・ 庁内検討委員会								
	パブコメ								
	改正（議会）								
フェーズ 2	審議会・部会・ 庁内検討委員会								
	パブコメ								
	改正（議会）								

※フェーズ 2 までに見直しができなかったものは、令和 8 年度以降も継続して検討・改正を行う